

民間賃貸住宅にお住まいの

ファミリー世帯の 家賃を助成します



募集期間

令和8年 6月10日(水) - 7月10日(金)

募集世帯数

120世帯

助成費

月額2万円

助成期間

最長3年間



18歳未満の子を扶養し
同居している世帯

助成要件

詳しい情報はこちら▶

目黒区 4962



申込方法

■ 郵送 153-8573
目黒区 住宅課 居住支援係

■ オンライン

オンライン申込フォーム



申込締切
郵送(持参)

7/10 (金)

消印有効

募集案内書 目次

1	助成要件	… P 1
2	申請受付期間	… P 3
3	申込方法	… P 3
4	申請時に提出が必要な書類	… P 4
5	申込みから助成開始までの流れ	… P 7
6	抽せん	… P 7
7	審査および助成決定	… P 7
8	住宅課へ連絡が必要な場合	… P 8
9	助成金の受給	… P 8
10	その他	… P 8
	・家賃支払を確認できる書類の例	… P 9
	・収支内訳書・所得税青色申告決算書の見本	… P 12
	・よくあるお問い合わせ	… P 14

1 助成要件

※令和8年4月1日から令和8年10月1日まで引き続き、下記①～⑩のすべての要件を満たしていることが必要です。

※令和8年4月2日以降に出生した子のみの扶養・同居は該当しません。

① 対象世帯

18歳未満(平成20年4月2日以降に出生)の子を扶養し、かつ同居している世帯

② 家賃助成受給状況

- ・目黒区中堅ファミリー家賃助成、目黒区中堅ファミリー世帯住み替え家賃助成、目黒区高齢者世帯等住み替え家賃助成を過去に受けたことがないこと。
- ・目黒区高齢者世帯等居住継続家賃助成、目黒区ファミリー世帯家賃助成を過去・現在ともに受けていないこと。

③ 居住要件

家賃助成の対象となる目黒区内の民間賃貸住宅に住居登録していること。

※令和8年4月2日以降に転入した世帯は対象外です。

④ 民間賃貸住宅居住

申請者本人、配偶者、それらに準ずる者(未届の夫・未届の妻・パートナーシップ関係の相手方)または親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)が賃貸借契約を締結する民間賃貸住宅に居住していること。

※公営・公社・UR等の公的住宅、社宅等(借り上げを含む)の給与住宅は対象外です。

※居住者や居住者の2親等以内の親族が所有する住宅は対象外です。

⑤ 総所得金額

令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)に世帯で得た年間総所得金額の合計が、下表「所得基準表」の上限以下であること。

[所得基準表]

世帯人数	総所得金額(世帯合計額)の上限
2人	5,244,000円
3人	5,724,000円
4人	6,204,000円
5人	6,684,000円
6人 ^{※1}	7,164,000円

※1 世帯人数が7人以上の場合は、7,164,000円に1人につき48万円を加算してください。

【世帯の年間総所得金額とは】

世帯の年間総所得金額とは、令和7年1月1日～令和7年12月31日の間に得た世帯全員の所得金額を合計した金額をいいます。

現在は無職であっても、令和7年中に収入があった場合は、その所得が総所得金額の範囲内である必要があります。

※源泉徴収票の所得金額について

給与所得のみのかたが、所得金額を確認する際は、以下の見本の枠囲みの箇所を参考にご自身の源泉徴収票をご確認ください。

令和7年分 給与所得の源泉徴収(見本)

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	
		(役職名)	(7桁)
種別		給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額
給与・賞与		円	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	
有 従有	老人	特定 老人 其他	16歳未満扶養親族の数
		人 従人 内 人 従人 人 従人	障害者の数 (本人除く。)
			特別 其他
			人 内 人 人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
内	円	円	円
			住宅借入金等特別控除の額
			円

給与所得控除後の金額欄を確認してください。

※確定申告書(住民税申告書含む)の申告がお済みでないかた

例年、確定申告書(住民税申告書を含む)をされている方で、本申請時点において未申告の場合は家賃助成の審査ができず、助成否決となる可能性がありますので、速やかにご提出ください。

住民税の申告については、目黒区役所税務課(03-5722-9820~5)に確認してください。

⑥ 家賃の支払い・滞納

申請者本人、配偶者又はそれらに準ずる者(未届の夫・未届の妻・パートナーシップ関係の相手方)が家賃の全額を支払い、かつ家賃を滞納していないこと。

⑦ 月額家賃

月額家賃(共益費等を除く)が5万円以上18万円以下であること。

⑧ 家賃経費計上

自宅の家賃を令和7年分確定申告書(住民税申告書を含む)で経費として計上していないこと。

※自宅の家賃を一部でも経費計上している場合は対象外です。

⑨ 住民税納付

世帯全員が住民税を申請日時点で滞納していない、もしくは非課税であること。

⑩ 生活保護

基準日(令和8年4月1日)以降、生活保護(生活保護法に規定する各種扶助)を受けていないこと。

2 申請受付期間

令和8年6月10日(水)～7月10日(金)^{※1}

※1 申込方法により申請受付終了時間が以下のとおり異なりますのでご注意ください。

申請方法	申請受付終了時間
オンライン	7月10日(金)23時59分まで
郵送	7月10日(金)消印有効
窓口持参	7月10日(金)17時まで

3 申込方法

以下のいずれかの方法で申し込みください。

必要書類を紙で提出する必要がないため、オンライン申請を推奨しています。

- (1) オンライン申請(右記 二次元コード・下記 URL より申込)

<https://logoform.jp/form/KeTk/1493771>



- (2) 郵送申請(持参可)

所定の申請書に必要事項を記入し、審査書類一式(P4～6 参照)を同封のうえ、住宅課へ郵送してください。

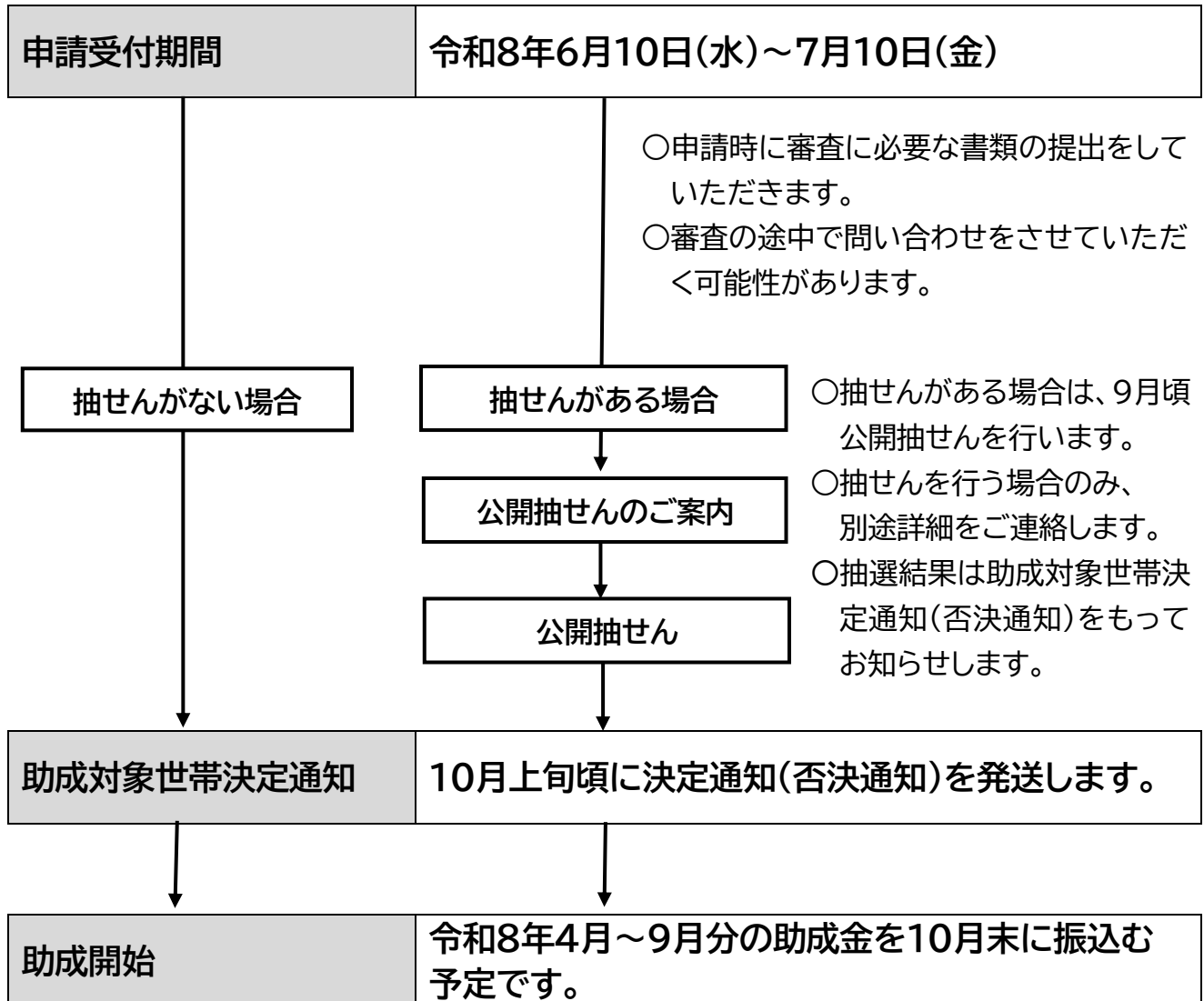
4 申請時に提出が必要な書類

	提出対象者	必要な書類
①	郵送(持参)申請のかた	<p>申請書</p> <p>郵送(持参)申請の場合は、紙の「ファミリー世帯家賃助成申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。</p>
②	全世帯	<p>子ども医療証など</p> <p>・子ども医療証の写しなどお子さまの扶養を確認できる書類の写しを提出してください。</p>
③	全世帯	<p>賃貸借契約書の写し</p> <p>下記の①～⑤の項目が記載されている箇所の写しを提出してください</p> <p>①家屋の所在地及び部屋番号</p> <p>②契約期間</p> <p>※令和8年4月1日から令和8年10月1日までの期間が契約更新の時期となっているかたは、更新前と更新後の両方の契約書の写しが必要です。更新後の契約書がまだお手元がない場合は、後日追加の書類提出が必要です。申請手続き完了後、住宅課から申請者宛て別途ご連絡します。</p> <p>③家賃月額</p> <p>※共益費・管理費が別にある場合は、その額がわかる箇所の写しが必要です。</p> <p>④賃借人の住所・氏名・捺印</p> <p>⑤賃貸人の住所・氏名・捺印</p>
④	全世帯	<p>令和8年3月支払い分(4月分家賃)～5月支払い分(6月分家賃)の家賃支払を確認できる書類</p> <p>P9～11「家賃支払を確認できる書類の例」をご覧ください。</p> <p>・通帳明細の写しや Web 明細の写しを提出する場合は、口座名義人・支店名・口座番号がわかる箇所の写しも提出してください。</p> <p>・「誰が」、「誰に」、「家賃として」いくら支払ったのかが確認できる内容となっていることが必要です。提出された書類で、必要事項の確認がとれない場合には、追加の書類提出をお願いする場合があります。</p> <p>・自動引落しで内訳がわからない場合、自動引落とし手続きの書類もあわせて提出してください。</p>
⑤	賃貸借契約者が別居の親族のかた	<p>戸籍個人事項証明書など</p> <p>・申請者と賃貸借契約者の関係を証明する書類の写し(戸籍個人事項証明書など)が必要です。</p> <p>・証明書類は、3か月以内に交付されたものであることが必要です。</p> <p>・請求方法等は、戸籍住民課戸籍証明係(03-5722-9806)にお問い合わせください。</p>

⑥	賃貸借契約者が未届の夫または未届の妻のかた	<p>続柄(「未届の夫(または妻)」)が記載された住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求方法等は、戸籍住民課住民記録証明係(03-5722-9795)にお問い合わせください。 ・住民票の写しは、3か月以内に交付されたものであることが必要です
⑦	賃貸借契約者がパートナーシップ関係の相手方のかた	<p>東京都等のパートナーシップに関する制度による証明書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求方法等は、人権部企画課事業推進担当(パートナーシップ宣誓制度担当)(03-5388-2337)にお問い合わせください。
⑧	事業所得・不動産所得・雑所得があり、確定申告をしているかた	<p>下記(1)又は(2)のどちらかの書類</p> <p>P12～13「収支内訳書・所得税青色申告決算書の見本」をご覧ください</p> <p>(1)【令和07年分収支内訳書】の1ページ目と「地代家賃の内訳」の欄があるページの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白色申告をされた場合の書類になります。 <p>(2)【令和07年分所得税青色申告決算書】の1ページ目と「地代家賃の内訳」の欄があるページの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告をされた場合の書類になります。 <p>※事業所得・不動産所得がなく、雑所得の内容が年金のみの場合は、上記の書類ではなく、【令和07年分の所得税及び復興特別所得税の申告書】の、第一表と第二表の写しをご提出ください。</p>
⑨	令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に目黒区外から転入したかた	<p>令和7年度 住民税「納税」証明書(非課税のかたは非課税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者だけでなく、該当する世帯員(18歳未満の子は除く)全員分の証明書を提出してください。 ・請求方法等は、令和7年1月1日に住民登録があった市区町村の役所(場)にお問い合わせください。
⑩	令和8年1月2日以降に目黒区外から転入したかた	<p>下記(1)～(2)の書類</p> <p>(1)令和7年度 住民税「納税」証明書(非課税のかたは非課税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者だけでなく、該当する世帯員(18歳未満の子は除く)全員分の証明書を提出してください。 ・請求方法等は、令和7年1月1日に住民登録があった市区町村の役所(場)にお問い合わせください。 <p>(2)令和8年度 住民税「課税」証明書(非課税のかたは非課税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者だけでなく、該当する世帯員(18歳未満の子は除く)全員分の証明書を提出してください。 ・請求方法等は、令和8年1月1日に住民登録があった市区町村の役所(場)にお問い合わせください。

⑪	<p>単身赴任などで、同 一生計であるが別居 しているご家族のか た【令和7年1月2日 から令和8年1月1日 の間に目黒区外へ転 出したかた】</p>	<p>令和8年度 住民税「課税」証明書(非課税のかたは非課税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者だけでなく、該当する世帯員(18歳未満の子は除く)全員分の 証明書を提出してください。 ・請求方法等は、令和8年1月1日に住民登録があった市区町村の役所 (場)にお問い合わせください。
⑫	<p>単身赴任などで、同 一生計であるが別居 しているご家族のか た【令和7年1月1日以 前に目黒区外へ転出 したかた】</p>	<p>下記(1)～(2)の書類</p> <p>(1)令和7年度 住民税「納税」証明書(非課税のかたは非課税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者だけでなく、該当する世帯員(18歳未満の子は除く)全員分の 証明書を提出してください。 ・請求方法等は、令和7年1月1日に住民登録があった市区町村の役所 (場)にお問い合わせください。 <p>(2)令和8年度 住民税「課税」証明書(非課税のかたは非課税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者だけでなく、該当する世帯員(18歳未満の子は除く)全員分の 証明書を提出してください。 ・請求方法等は、令和8年1月1日に住民登録があった市区町村の役所 (場)にお問い合わせください。
⑬	<p>ひとり親世帯のかた</p>	<p>ひとり親世帯であることが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童扶養手当受給者証」、「児童育成手当認定通知書」、「ひとり親医療 証」、「戸籍全部事項証明書」のいずれかの写しを提出してください。 ・上記4つのいずれかの書類が用意できない場合でも、ひとり親家庭と みなせる状況にあるかたは、住宅課(03-5722-9878)までご相談く ださい。

5 申込みから助成開始までの流れ



6 抽せん

応募世帯数が募集世帯数を超えた場合は9月頃公開抽せんを行います。公開抽せんを行う場合のみ、応募世帯へ別途詳細をお送りいたします。抽せんを行わない場合、住宅課から案内は行いません。

ひとり親世帯については、公開抽せんにおいて当せん率が2倍となります。

なお、令和7年度は抽せんは実施しませんでした。

7 審査および助成決定

提出された審査書類等により審査を行います。提出された書類により助成要件の確認がとれない場合には、追加の書類提出をお願いする場合があります。

審査完了次第、家賃助成の決定通知書もしくは否決通知書を送付します(令和8年10月上旬頃発送予定)。

なお、助成要件に該当しない場合でも、提出書類の返却はいたしません。

8 住宅課へ連絡が必要な場合

助成期間中、または審査期間中に次のことが生じた場合、住宅課に必ず連絡してください。受給継続のための手続きが必要となることがあります。助成要件に該当しなくなった場合や、必要な手続きが取られない場合、助成を取り消します。

- (1)世帯の構成員(入居者)に変更があったとき
- (2)賃貸借契約を更新したとき、契約内容を変更したとき
- (3)区内転居・区外転出するとき
- (4)助成金の振込先口座を変更するとき
- (5)生活保護を受けることになったとき(家賃助成を受けることはできなくなります。)
- (6)住居確保給付金を受けるとき(住居確保給付金を受けている期間については、家賃助成の支払いは行われません。)
- (7)その他、助成要件に関することで変更があったとき

9 助成金の受給

助成金は、原則として下表のとおり3か月分を後払いで指定の口座に振り込みます。

振込月	内訳
7月	4～ 6月分
10月	7～ 9月分
1月	10～12月分
4月	1～ 3月分

※ 今回募集分の第1回目の助成金は、令和8年4月～9月の6か月分を10月末に振り込む予定です。

※ 助成期間中は、毎年度、助成更新のための助成要件確認を行います。

10 その他

(1)申込みが無効になる場合

次のような申込みは無効とします。

- ① 同一人の名前で複数の申込みをした場合
- ② 同じ住居の居住者が複数で申込みをした場合
- ③ その他不正によることが明らかな場合

(2)不正申込及び取消事項該当の場合

不正による申込みが判明した場合、及び取り消し事項に該当した後に助成金を受給した場合は、直ちに助成金を返還していただきます。

(3)資格の取消し

受給期間中に、助成要件に該当しなくなった場合には、助成を取り消します。

(4)その他、ご不明な点等は「よくあるお問合せ」(P14)をご覧ください。

家賃支払を確認できる書類の例(例ア～エ)

※「誰が」、「誰に」、「家賃として」いくら支払ったのかが確認できる内容となっていることが必要です。

(例ア) 口座引き落とし・振込み通帳利用の方

<p>❀❀❀ 住宅銀行 ❀❀❀</p> <p>中目黒 支店</p> <p>店番号 123 口座番号 4567890</p> <p>目黒太郎様</p> <p style="text-align: right;">❀❀❀❀❀❀</p>				
普通預金				
年月日	お取引内容	お支払金額	お預り金額	差引残高
2026.3.25	カード振込 オヤ ハコ	75.000		
2026.4.25	カード振込 オヤ ハコ	75.000		
2026.5.25	カード振込 オヤ ハコ	75.000		

あなたのお名前が書かれたページの写し

(名義人・支店名・口座番号のあるページ)

令和8年(2026年)4月分～6月分の家賃の引き落としの記載ページの写し

(通常、家賃は前払いなので3月、4月、5月に引き落とされた内容が記載されているところ。)

日付・金額・振込先(家主・管理会社名等)が必要です。

※ 該当部分のみの切り貼りはしないでください。

※ 不要な部分は黒マジック等で消してください。

(例イ) 銀行振込みの方

ご利用明細		❀住宅銀行
年月日	取扱店番	お取引内容
2026-3-25	78	お振込
お取引金額	¥75,000-	
残高		
振込手数料	¥630-	
おつり	¥370-	
お振込先	めぐる銀行 区役所支店 普通 0123456 家主 オヤ ハコ 様	
ご依頼人	メロ 知ウ 様	

令和8年(2026年)4月分～6月分家賃の銀行振込の「ご利用明細票」の写し
(通常、家賃は前払いなので3月、4月、5月に振り込んだもの。)

振込した人の名前・日付・金額・振込先(家主・管理会社名等)が必要です。

(例エ) インターネットバンキングの方

令和8年4月分～6月分の家賃引き落とし明細の写し。

(通常、家賃は前払いのため3月～5月に振込をしたもの。)

メグロ タロウ さま 照会口座 〇〇支店 普通 4567890		〇〇銀行	4
お振込内容			5
■受付番号			6
受付番号	123456789		
受付日	2026年3月25日		
受付状況	取引成立		
■お引出口座情報			
店名	〇〇支店		
取引種類	普通		
口座番号	4567890		
依頼人名	メグロ タロウ		
■お振込先口座情報			
振込先金融機関	△△銀行		
店名	〇〇支店		
取引種類	普通		
口座番号	0123456		
受取人名	オオヤ ハナコ		
■お振込内容			
お振込み金額	75,000円		
手数料	0円		
お引出金額	75,000円		
振込指定日	2026年3月25日		

口座名義人・支店名・口座番号の記載が必要です。

日付・金額・振込先(家主名・管理会社等)が必要です。

よくあるお問い合わせ

	Q	A
助成要件	現在、妊娠中もしくは4月2日以降に子どもが生まれた場合、申請できますか。	基準日(4月1日)時点で、ご質問の子ども以外に、扶養し、かつ同居している18歳未満の子どもがいない場合は、申請できません。
	家賃助成を、以前別の世帯構成で受給していた。(申請者や住所が別の場合も含む)新たな世帯構成で申請できますか。	同居していたかたも含めて、受給した扱いとなります。そのため、離婚等で世帯構成が変わっても、同居していた方が再度申請をすることはできません。
	結婚・離婚により基準日(4月1日)以降に世帯の構成が変わったのですが、申請はどのようにしたらよいですか。	申請書には当該年度の4月1日時点での世帯構成をご記入ください。所得の審査に関しても、4月1日時点における世帯の所得総額で審査をします。家賃に関しては、申請者ご自身またはその配偶者等が全額支払っている必要があります。
	夫婦のどちらかが単身赴任で住民票も移していますが、申請できますか。	申請できます。単身赴任者は、事実上の生計同一世帯であるため、世帯の収入に合算されます。そのため単身赴任者の納税証明書や課税証明書などの提出が必要となります。なお、請求方法などは単身赴任先の市区町村にお問い合わせください。
	会社が借りている賃貸住宅に住み、家賃は自分たちで支払っていますが、対象になりますか。	申請者またはその配偶者・親族が賃貸借契約を結び、かつ申請者またはその配偶者等が家賃を全額負担していることが助成要件のため、会社が借りている場合は対象となりません。
	家賃助成を複数回受けることはできますか。	多くの区民の方に受けてもらいたい助成制度なので、家賃助成を複数回受けることはできません。
	家賃助成を以前受けたことがあります。3年間満額受けていません。再度申請できますか。	3年間満額受給していなくても、1回受給を開始してしまうと、一度受給した扱いとなり、再度申請はできません。
	昨年、廃業し家賃計上をやめましたが、今年度申請できますか。	審査は、前年分(1/1~12/31)の内容で行いますので、前年分の確定申告で家賃を経費計上していた場合は、申請できません。
その他	ファミリー世帯家賃助成と高齢者世帯等居住継続家賃助成の両制度の要件に該当しますが、どちらの制度から申請したらよいですか。	両制度の助成要件を満たしている場合、先にファミリー世帯家賃助成を受給し、その後高齢者世帯等居住継続家賃助成を申請することが可能です。ただし、各制度を申請する時点でそれぞれの助成要件を満たしていることが必要です。高齢者世帯等居住継続家賃助成を先に受けた場合、その後ファミリー世帯家賃助成は受けられません。
	住宅	家賃と一緒に駐車場や駐輪場などを合算で支払っていますが、申請できますか。
その他	審査の途中で引っ越すことになりましたが、申請は継続できますか。	目黒区内での転居であれば、申請者または配偶者、親族が新たに契約した賃貸借契約書をご提出いただければ申請資格は継続できます。目黒区外へ転出した場合は対象となりません。(10月1日において、基準日から引き続き助成要件に該当している必要があり、その期間に助成要件に該当しない場合は対象となりません)。
	審査の途中で世帯人数が変わりました。手続きは必要ですか。	世帯人数が変更となった場合は、ご連絡ください。